

## 宣城修業時代の韓愈

査, 屏球

九州大学 : 招聘外国人教師 | 復旦大学 : 教授

種村, 由季子

九州大学大学院人文科学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1498241>

---

出版情報 : 中国文学論集. 43, pp.61-83, 2014-12-25. 九州大学中国文学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 宣城修業時代の韓愈

查 屏 球 (著)

種 村 由季子 (訳)

少年時代の経験は、しばしばその後の人生に大きな影響を及ぼすものである。中唐の韓愈(768—824)は、都長安に生まれ、三歳の時に父を亡くしてからは洛陽で喪に服し、七歳頃長兄の韓会に付いて長安に戻るなど、京洛で幼少期を送った。ところが大暦十二年四月、韓愈十歳の時、彼を取り巻く環境は一変する。韓会が宰相元載の事件に連座して韶州に貶謫され、韓愈も兄に随い遠く嶺南に下ることとなったのである。韶州では二、三年過ごし、兄が亡くなると兄嫁と共に河陽の故里に戻ったが、程なくして今度は建中の乱に遭い、一家は再び南下、宣州に身を寄せる。韓愈は宣州で四、五年生活した後、十九歳で科挙のため上京した。このように再三にわたる南北の移動生活は、少年韓愈に極めて惨烈な記憶を残した。韓愈三十歳の作「復志賦」では、當時を振り返り次のように述べる。

昔余之既有知兮、誠坎軻而艱難。當歲行之未復兮、從伯氏以南遷。凌大江之驚波兮、過洞庭之漫漫。至曲江而乃息兮、逾南紀之連山。嗟日月其幾何兮、攜孤嫠而北旋。值中原之有事兮、將就食於江之南。始專專於講習兮、非古訓爲無所用其心。窺前靈之逸迹兮、超孤舉而幽尋。既識路又疾驅兮、孰知余力之不任。考古人之所佩兮、闕時俗之所服。忽忘身之不肖兮、謂青紫其可拾。自知者爲明兮、故吾之所以爲惑。擇吉日余西征兮、亦既造夫京師。

この作品は従来、韓愈の韶州時代に関連して論ぜられることが多く、宣州時代については看過されがちであった。だが、科挙に向け学問修業に励む十五歳から十八歳にかけての重要な時期を、韓愈はこの宣州で過ごしたのであり、

彼の古文に対する姿勢はまさしくこの頃形成されたと言えよう。そこで本稿では、韓愈の宣州での生活及び宣州を中心とする当時の江南の文化的環境について考察し、韓愈の学問の源流と形成について明らかにしていきたい。

### 一 韓愈一族と宣州の関係

韓愈の一族は元々中原の河陽に居住していたが、安史の乱以降、韓愈の父の代より江南に移り住むようになった。中でも特筆すべきは韓愈の叔父、韓少卿である。李白が韓愈の父韓仲卿に贈った「武昌宰韓君去思頌碑并序」では、次兄の少卿について「少卿當塗縣丞、感慨重諾、死節於義」と評する。李白は戦乱前後に少なくとも二度当塗を訪れており、この評は既に面識のあった少卿に対する実際の感想かも知れない。また「死節於義」とは少卿が当塗で客死したことを示すが、これは永王の乱に巻き込まれた可能性が高い。『資治通鑑』肅宗至徳元載（756）十二月の条に、次のように記す。

甲辰、永王璘擅引兵東巡、沿江而下、軍容甚盛、然猶未露割據之謀。吳郡太守兼江南東路採訪使李希言平牒璘、詰其擅引兵東下之意。璘怒、分兵遣其將渾惟明襲希言於吳郡、季廣探襲廣陵長史、淮南採訪使李成式於廣陵。璘進至當塗、希言遣其將元景曜及丹陽太守閻敬之將兵拒之、李成式亦遣其將李承慶拒之。璘擊斬敬之以徇、景曜、承慶皆降於璘、江、淮大震。

永王李璘軍は、当塗に至って俄に叛意を露にし、太守閻敬之を殺害した。この時少卿も命を落としたと思われる。永王の乱が収束すると、少卿ら「死節於義」を全うした地方官は手厚い褒賞を受けた。これにより韓愈一族は封戸等の収入を得、最終的に当塗に定住することとなったのであろう。

このように推測するには、幾つか理由がある。まず安史の乱中、韓愈の父らが皆当塗からほど近い江東地区で活動していたという事実である。前出の李白「武昌宰韓君去思頌碑并序」では、韓愈の父韓仲卿について「君乃長史之元子也……君自潞州銅鞮尉調補武昌令……本道採訪大使皇甫公侁聞而賢之、擢佐輜軒、多所弘益。尚書右丞崔公禹、稱之於朝。相國崔公渙、特奏授鄱陽令、兼攝數縣」と、潞州の銅鞮尉から武昌県令に転じた後、饒州の鄱陽

県令に遷ったと述べ、また戦乱中は人口の増加、財政の増収など人々の生活の安定に努めたと讃える。『唐会要』巻69、開元四年（716）十一月の勅に、「縣令在任、戸口增益、界内豊稔、清勤著稱、賦役均平者、先與上考、不在當州考額之限」とあり、李白の評はこれに基づく。また李白は文中、皇甫侁が仲卿を補佐官に抜擢したことに触れる。これは至徳二年（757）秋の作<sup>2</sup>で、皇甫侁は同年二月に永王の乱を鎮圧したが、独断で永王を処刑し肅宗によって罷免された。武昌令として功績のあった仲卿が鄱陽県令という小官に甘んじたのは、武昌が永王の属下にあったためであろう。文中、李白は多くを語らないが、仲卿の処分に対して不平憤懣の情が多分にあったはずである。仲卿は秘書郎の時に官を辞したが、在職十三年間（757―770）に官位は七品の県令から従六品と僅かに上昇しただけで、その大半を江南の一地方官として過ごした。また三兄の韓紳卿は、「尉高郵、才名振耀、幼負美譽」（李白前出）と評される。高郵もまた当塗に近い沿江一帯の地域である。李端「戲贈韓判官紳卿」に「少尋道士居嵩嶺、晩事高僧住沃洲。齒髮未知何處老、身名且被外人愁。欲隨山水居茅洞、已有田園在虎丘。獨怪子猷緣掌馬、雪時不肯更乘舟」（『全唐詩』巻286）とあるように、紳卿は後に高郵尉から判官に遷ったが、新たな任地も茅山や虎丘に近い江南一帯であった。更に二叔の韓雲卿は、李白と以前から交遊があり、「文章冠世、拜監察御史、朝廷呼爲子房」（李白前出）と評される。李白の「金陵聽韓侍御吹笛」は、侍御史だった雲卿が、安史の乱を避けて金陵に隠棲した際に詠んだものである。また同じく李白「送韓侍御之広徳令」に「且就東山賒月色」とあるのも金陵一帯を詠んだものと思われ、雲卿はここで広徳県令の職を得たのかも知れない。史書等に拠れば、広徳県は至徳二年に復置、宣州に編入されている。正八品の觀察御史から七品の県令への昇級は、彼の住居が当塗一帯であったことと無関係ではないだろう。後に雲卿は再び朝廷に招かれ、大暦十二年頃に礼部郎中に進んだ。韓愈「科斗書後記」には、「愈叔父嘗大曆世、文辭獨行中朝、天下之欲銘述其先人功行、取信來世者、咸歸韓氏。于時李監陽冰、獨能篆書、而同姓叔父擇木善八分、不問可知其人、不如是者、不稱三服、故三家傳子弟往來」とあり、雲卿が大暦中に文名を馳せていたことがわかる。李陽冰は宝応年間に当塗県令に任じており、両家の子弟の交遊はこの頃に遡るだろう。

また大暦年間に韓愈の長兄韓会が活躍したのも、当塗一帯の地域であった。永泰年間（755―756）に戦乱が収まると、仲卿、雲卿、紳卿らは北へ戻ったが、河陽の故里は既に荒廃著しく、韓会らはそのまま江南に留まったのであ

る。「新唐書」崔造伝には、「(崔造) 永泰中、與韓會、盧東美、張正則三人友善、居上元、好言當世事、皆自謂王佐才、故號四夔<sup>5)</sup>」と記す。上元二年(761)、江寧県が上元県に改められ、当塗県と隣接するようになった。韓会と上元の崔造、盧東美、張正則は互いに住居も近く、密接な交流があった。

更に韓愈の少年時代の回想も傍証となる。韓愈貞元九年の作「祭鄭夫人文」には「既克反葬、遭時艱難。百口偕行、避地江濱」と、また貞元十九年の作「祭十二郎文」には「既又與汝就食江南」とあり、更に元和年間の作「歐陽生哀辞」にも、「建中、貞元間、余就食江南、未接人事、往往聞詹名閭巷間。詹之稱於江南也久」と江南移住の体験を語る。「江濱」、「江南」はここでは宣州を指すが、特に「江濱」という地理的条件に最も符合するのが、当塗なのである。また韓愈長慶三年頃の作「示爽」には、「宣城去京國、里數逾三千。……汝來江南近、里閭故依然」とある。「韓」爽は彼の甥、韓湘であろう。詩中の「宣城」、「里閭」は、韓愈の宣城の別業を指すとされるが、韓愈貞元二十年の作「送楊支使序」に「愈未嘗至宣州、而樂頌其主人之賢者、以其取人信之也」と明言するように、ここの「宣州」は、宣州が統括する宣城県を指す。したがって前出「示爽」中の「宣城」は、恐らく宣城郡、すなわち宣州全体を指し、宣城県のみを指すのではない。また宣城県は長江から二百里ほど離れており、韓愈の言う「避難江濱」とは明らかにそぐわない。その点、当塗は川辺にあり韓愈の文意にも近い。韓愈の作品には宣州での体験について述べたものも多く、例えば「新修滕王閣記」では「愈少時、則聞江南多臨觀之美、而滕王閣獨爲第一、有瑰偉絕特之稱。及得三王所爲序、賦、記等、壯其文辭、益欲往一觀而讀之、以忘吾憂」と、また「祭十二郎文」では「吾年十九、始來京城、其後四年、而歸視汝」とある。韓愈は江南を離れた後、二十三歳の時に再び宣州に戻り、妻を迎えた。相手の盧氏もまた、韓愈一族と同じく戦乱を避け江南に寓居する中原土族であった。

また当時の人口移動の流れから見ても、韓愈一族が当塗周辺に寓居したと考えるのは極めて自然である。安史の乱以降中原では戦乱が絶えず、大量の人口が江南に流入した。これについて李白「為宋中丞請都金陵表」に「天下衣冠士庶、避地東吳、永嘉南遷、未盛於此」(『全唐文』卷348)と、肅宗「加恩処分流貶官員詔」に「又緣頃經逆亂、中夏不寧、士子之流、多投江外、或扶老攜幼、久寓他鄉、失職無儲、難歸京邑」(『全唐文』卷43)と、顧況の「送宣歙李衛推八郎使東都序」に「天寶末、安祿山反、天子去蜀、多士奔吳爲人海」(『全唐文』卷529)とあり、更に『旧

唐書』権徳興伝にも「兩京蹂於胡騎、士君子多以家渡江東」などと記される。また詩作品でも、例えば崔峒「送王侍御佐婺州」に「緣溪花木偏宜遠、避地衣冠盡向南」(『全唐詩』卷294)と、劉長卿「奉送從兄罷官之淮南」に「兵鋒搖海內、王命隔天涯。鐘漏移長樂、衣冠接永嘉」(『全唐詩』卷149)などと詠まれる。こうした移民の多くは、安史の乱から貞元年間に至る三十年ほどの間に江南に定着していった。そして韓愈も「考功員外盧君墓銘」の中で「當是時、中國新去亂、士多避處江淮間」と、また「崔評事墓銘」の中で「(崔翰)父倚、舉進士、天寶之亂、隱居而終。君既喪厥父、攜扶孤老、託于大江之南。卒喪」と述べるように、彼の一族もまた定住移民であった。江南地区において比較的早く開發されたのは、太湖流域である。この一帯は当時既に人口が集中していたが、その東の丹陽湖から西の鄱陽湖にかけての地域は、まだ一定の余地があった。その中で、西は長江、東は丹陽湖に面する当塗は、元々江水が沖積して出来た灘地で、移住や開發に比較的適した環境であった。そこで崔造、韓会、盧東美、張正則ら北方の移民が長江を越えてまず住み着いたのが、これらの地域だったのである。

ただ、それまで中原で暮らしていた少年韓愈にとって、江南の生活に馴染むのは決して容易なことではなかった。「祭十二郎文」では「自今已往、吾其無意于人世矣。當求數頃之田、于伊、潁之上、以待餘年、教吾子與汝子幸其成。吾女與汝女待其嫁。如此而已」と、また「与崔群書」では「僕不樂江南、官滿便終老嵩下」と述べて、理想の地に伊水や潁水、嵩山の麓を挙げ、江南を「不樂」と言つて憚らない。だが「示爽」の記述からは韓愈の一族がその後も宣城に住み続けたことが窺われ、実際に韓愈の甥韓老成は宣城で生涯を終え、その子孫もこの地で成長している。そのため韓愈は、後世土地の人々により宣城の著名人として記録されるようになったのである。例えば清の趙紹祖『安徽金石略』(清道光刻本)卷三に収める「宋宣城立五賢堂記」では、次のように記す。

無年月、王遂撰、在宣城、佚、文載「寧國府志」、記略云、二仙堂者祀齊尚書郎謝公朏、唐供奉翰林李公白也。五賢堂者、增宣州觀察使顏公真卿、太子賓客白公居易、吏部侍郎韓公愈也。平江知府王遂記。

ここから、韓愈が宋代には既に宣城の賢人として認識されていたことがわかる。いずれにせよ、韓愈が青少年時代を宣州で過ごしたのは確かなことなのである。

二 寄荘戸の生活と宣州苦学

当時、北方から江南に避難した人々は寄荘戸と呼ばれ、その特殊な立場や環境から、彼らは次第に独自の文化を形成していった。彼らの移住は非常に大規模で、邵説「唐相国贈太傅崔公墓誌銘」は当時の様子について「崔祐甫）年廿五、郷貢進士高第、時輩多朋黨請謁、以務聲華、公獨不然、端居以得之。調補秘書省校書郎、轉壽安尉。屬祿山構禍、東周陷沒、公提挈百口、問道南遷、訖于賊平、終能保全、置於安地、信仁智之兩極也」（周紹良編『唐代墓誌匯編』一八二三頁、上海古籍出版社、一九九二年）と記す。崔祐甫の一族は三代代およそ百人が南方へ移住したが、戦乱が平定しても北へは戻らず、そのまま江南に定着した。墓誌には続けて、「（崔祐甫）轉洪州司馬、入拜起居舍人、歷司勳、吏部二員外郎。門望素崇、獨步華省、綸誥之地、次當入踐。公歎曰、羈孤滿室、尚寓江南、滔滔不歸、富貴何有。遂出佐江西廉使、改試著作郎兼殿中侍御史、其厚親戚薄榮名也」と、崔祐甫が百人を超す江南の大家族を養うため、京官から江西幕府の佐官に転じたと述べる。また顔真卿「元結墓誌銘」には、「及羯胡首亂、逃難於猗玕洞、因招集鄰里二百餘家奔襄陽、玄宗異而徵之」（『全唐文』卷344）と、元結が一族郎党二百人を引き連れ避難したことを記す。元々中原の莊園主だった元結一族は、まず故里の魯山県から襄陽に避難し、その後大冶の猗玕洞に移り、最終的に江州瑞昌県内の灑溪に落ち着いた。戦乱後十数年が経過し、元結が再び灑溪に戻ると、当時北方から避難して来た人々が残っており、その多くは彼の元の荘戸たちであったという。また元結は「喻灑溪郷旧遊」の中で、「往年在灑濱、灑人皆忘情。今來遊灑郷、灑人見我驚。我心與灑人、豈有辱與榮。灑人異其心、應爲我冠纓。昔賢惡如此、所以辭公卿。貧窮老郷裡、自休還力耕。況曾經逆亂、日厭聞戰爭。尤愛一溪水、而能存讓名。終當來其濱、飲啄全此生」（『全唐詩』卷241）と、晩年の灑溪での隱居生活を詠んでおり、彼がこの地を開拓した園としていたことが窺われる。このように、大規模な人口の移動は、人々の生活のあり方にも変化をもたらした。中には寄荘戸として定住する者も少なくなく、例えば杜牧「唐故復州司馬杜君墓誌銘」では、次のように記す。

岐公外殿内輔、凡四十年、貴富繁大、兒孫二十餘人、晨昏起居、同堂環侍。公爲之親不以進、門内家事、條治裁酌、至於筐篋細碎、悉歸於公、稱謹而治。自罷江夏令、卜居於漢北泗水上、烈日笠首、自督耕夫、而一年食

足、二年衣食兩餘、三年而室屋完新、六畜肥繁、器用皆具。凡十五年、起於墾荒、不假人一毫之助、至成富家翁。常曰、「忍恥入仕、不緣妻子衣食者、舉世幾人。彼忍恥、我勞力、等衣食爾、顧我何如。」後授復州司馬、半歲棄去、終不復仕。(『全唐文』卷75)

杜銓は杜佑の孫で、江夏県令の時に官を辞し、莊園の経営に専念するようになったが、死後は長安に埋葬されており、江夏の莊園は明らかに彼が在任中に購入した別業である。杜牧にとつてこの兄は、一族の生活に大きく貢献した人物と言えよう。中唐以降、江南ではこうした移民が増加の一途を辿り、孫光憲『北夢瑣言』卷三に収める江陵の晩唐の記事には、「境内多有朝土莊産、子孫僑寓其間」とある。また王禹偁『小畜集』卷三十「柳府君墓碣銘」にも、「有唐以武戡亂、以文化人、自宰輔公卿至方伯連率皆用儒者爲之……于時宦遊之士率以東南爲善地、每刺一郡、殿一邦、必留其宗屬子孫、占籍於治所、蓋以江山泉石之秀異也。至今吳越士人多唐之舊族耳」と記され、江南への寄寓は、戦乱以降、中原士族たちの一種の生活様式となっていたことがわかる。

さて、韓愈一族の江南移住も、やはり大変な規模であった。韓愈は「祭鄭夫人文」の中で、「既克反葬、遭時艱難。百口偕行、避地江濱。春秋霜露、薦敬頻繁。以享韓氏之祖考、曰此韓氏之門。視余猶子、誨化諄諄」と述べる。「百口」は、韓仲卿、雲卿、少卿、紳卿の三代四世帯とその僕人を指し、或いは彼らに追隨した農夫らも含む。これほど大掛かりな移住が可能だったのは、無論、一族が江南で既に一定の生活基盤を整えていたからであろう。韓愈は「祭十二郎文」の中で「既又與汝就食江南、零丁孤苦、未嘗一日相離也。……吾年十九、始來京城、其後四年、而歸視汝。又四年、吾往河陽省墳墓、遇汝從嫂喪來葬。又二年、吾佐董丞相于汴州、汝來省吾、止一歲、請歸取其孥。明年、丞相薨、吾去汴州、汝不果來」と述べており、韓愈が宣城で四年を過ごし再び上京した後も、夫人と韓老成は宣城で七年間暮らし、その後老成が家族を連れて更に三、四年生活したことがわかる。老成一家だけを見ると、宣城での生活は十五年に過ぎないが、前出「示爽」の記述を基に鄭夫人が家族を率いて南下した時期から数えると、既に四十数年が経過しており、更に韓少卿や韓会らが当塗に移住した時期を含めれば、五、六十年にも達する。その経営規模は相当なものだったはずである。韓愈一族の江南移住の過程は、概ね次のようだ。まず肅宗の時、韓愈の父の世代にあたる少卿、紳卿らが宣城任中に別業を購入、代宗の前期に韓会らがこの地で経営を始めた。貞



元後、鄭夫人が江南に戻つて莊園を引き継ぎ、続いて老成らがこれを維持した。つまり、韓愈一族の宣城での生活基盤は、三代にわたつて築き上げたものだったのである。

唐王朝は、戸籍管理に照らして賦役を課し、『唐令拾遺』戸令部の武徳、開元の令には、「諸天下人戸、量其資産、定爲九等。每三年縣司法定、州司覆之、然後注籍而申之於省。每定戸以中年（子卯午酉）、造籍以季年（醜辰未戌）」とある。但し一部の仕官貴族に対しては免税措置を設け、例えば『通典』卷七の開元二十五年の戸令に「諸戸主皆以家長爲之。戸内有課口者爲課戸、無課口者爲不課戸。諸視流内九品以上官及男年二十以下、老男、廢疾、妻妾、部曲、客女、奴婢、皆爲不課戸」とあるように、<sup>(8)</sup>科挙に合格すれば一族全員に免税特権が付与された。また開元二十五年の賦役令では、<sup>(9)</sup>挙人が及第すると課役が免ぜられたと言う。この制度は晩唐まで続き、例えば穆宗「南郊改元德音」には「將欲化人、必先興學。苟昇名於俊造、宜甄異於鄉閭、各委刺史、縣令、招延儒學、明加訓誘、名登科第、即免征徭」（『全唐文』卷66）と、またその四年後には敬宗が「宝曆元年（825）南郊赦」の中で「天下州縣、各委刺史、縣令、招延儒學、明加訓誘、名登科第、即免征徭」（『全唐文』卷68）と述べる。これらの賦役制度は、官府が把握する戸籍情報を基に成り立ち、本籍地外で購入した資産を寄荘、その寄荘を保有する外籍者を寄荘戸と呼んだ。<sup>(10)</sup>彼らは政府の戸籍管理体系から逸脱した存在で、避税手段として従来より一部で用いられていたが、安史の乱以降は必要不可欠な生活手段となった。それは例えば『旧唐書』楊炎伝に収める「兩税法議」に、「（開元中）以寬仁爲理本、故不爲版籍之書。人戸寢溢、提防不禁。丁口轉死、非舊名矣。田畝移換、非舊額矣。貧富升降、非舊第矣。戸部徒以空文總其故書、蓋得非當時之實。……迨至徳之後、天下兵起……人戸凋耗……科斂之名凡數百……是以天下殘瘁、蕩爲浮人、鄉居地著者百不四五、如是者殆三十年」とあり、また『通典』卷七の歴代盛衰戸口の条には、建中の初めに黜陟使を諸道に派遣し調査させたところ、土戸およそ百八十余万、客戸百三十余万を得たとあり、外地に客居する戸口が既に全体の約半数を占めていたことがわかる。この状況に朝廷も様々な政策を施行し寄荘戸への管理を強化していった。『冊府元龜』卷160、革弊の条では、次のように記す。

（元和）十四年（819）二月壬申、詔、如聞諸道州府長吏等、或有本任得替後、遂於當處置百姓莊園舍宅、或因替代情庇、便破除正額兩稅、不出差科、自今已後、有此色、竝勒依元額爲定。

また、寄荘戸に納税の義務を課す一方で制度自体も見直され、例えば移住先で推挙の資格を得られるようになった。大暦年間、洋州刺史の趙匡は、「兵興以來、士人多去郷土、既因避難、所在寄居、必欲網羅才能、隔年先試、令歸本貫、爲弊更深。其諸色舉選人並請准所在寄莊寄住處投狀請試、舉人既不慮僞濫、其選人但勘會符告、並責重保、知非僞濫、即准例處分」(『全唐文』卷355)と、進士科受験の際、原籍地の地方官の推薦が不要になり、寄寓地で直接受験できるようになったと述べる。このような変化は、寄荘戸の受験生の増加に応えたものであろう。

だが、寄荘戸の急増に伴い、彼らの科挙受験に関する規定は次第に厳格になっていった。例えば『文苑英華』卷429の「會昌五年(845)正月南郊赦」には、

或因宦遊、遂輕土着、戶籍既減、征徭難均。江淮客戶及逃移規避戶稅等人、比來雖係兩稅、並無差役。或本州百姓、子弟纔霑一官、及官滿後、移住隣州、兼於諸軍諸使假職、便稱衣冠戶、廣置資產、輸稅全輕、便免諸色差役。其本郷家業、漸自典賣、以破戶籍、所以正稅百姓日減、州縣色役漸少、從今已後、江淮百姓非前進士及登科有名聞者、縱因官罷職、居別州寄住、亦不稱爲衣冠、其差科色役、並同當處百姓。

とあり、また僖宗「乾符二年(875)南郊赦」には、

所在州縣、除前資寄住、實是衣冠之外、便各將攝官文牒及軍職賂遺、全免科差、多是富豪之家、致苦貧下。準會昌中敕、家有進士及第方免差役、其餘只庇一身、就中江南富人多、一武官便庇一戶、致使貧者轉更流亡。從今後並依百姓一例差遣、仍委方鎮各下諸州、準此檢點。(『全唐文』卷89)

と、更に『文苑英華』卷669に収める楊夔の「復宮闕後上執政書」には、  
蓋僑寓州縣者、或稱前資、或稱衣冠、既是寄住、例無徭役。且敕有進士及第、許免一門差徭、其餘雜科、止於免一身而已。

とある。これらの規定では、進士合格者のみ一族の徭役が免除され、及第しなければ衣冠戸の特権を失い、賦税が課された。寄荘戸の管理に関する資料について、現在では晩唐の文献が伝わるのみであるが、こうした状況は開元年間には既に顕著に見られるため、一部地域では既に類似の戸籍管理が施行されていたのではないかと推察される。こうして科挙及第は、寄荘戸にとって最重要課題となっていたのである。

青年韓愈も、このような重圧を自ずと感じ取つたのであろう。「感二鳥賦」に「幸生天下無事時、承先人之遺業、不識干戈、耒耜、攻守、耕獲之勤、讀書著文、自七歲至今、凡二十二年」と、また「南内朝賀歸呈同官」に「余惟蠶書生、孤身無所齎」とあるように、自身の立場を十分に自覚し、讀書によつてのみ立身を図ることができると考へていた。このことは、「示兒」の中で「始我來京師、止攜一束書。辛勤三十年、以有此屋廬」と述べることから、韓愈にとつて学問こそ唯一の生きる術であつたことが窺われる。晩年、韓愈は「苻讀書城南」の中でも次のように述べる。

木之就規矩、在梓匠輪輿。人之能爲人、由腹有詩書。詩書勤乃有、不勤腹空虛。欲知學之力、賢愚同一初。由其不能學、所入遂異閭。兩家各生子、提孩巧相如。少長聚嬉戲、不殊同隊魚。年至十二三、頭角稍相疎。二十漸乖張、清溝映汙渠。三十骨體成、乃一龍一豬。飛黃騰踏去、不能顧蟾蜍。一爲馬前卒、鞭背生蟲蛆。一爲公與相、潭潭府中居。問之何因爾、學與不學歟。金璧雖重寶、費用難貯儲。學問藏之身、身在則有餘。君子與小人、不繫父母且。不見公與相、起身自犁鋤。不見三公後、寒飢出無驢。文章豈不貴、經訓乃蓄畬。潢潦無根源、朝滿夕已除。人不通古今、馬牛而襟裾。行身陷不義、況望多名譽。時秋積雨霽、新涼入郊墟。燈火稍可親、簡編可卷舒。豈不旦夕念、爲爾惜居諸。恩義有相奪、作詩勸躊躇。

ここでは繰り返し読書の重要性を強調し、学問によつて自身の運命を変えることができると説く。これは、青年時代に身に染みて得た実感であろう。韓愈は、一家の主だった兄を幼くして失い、以降厳しい経済状況にあつた。韓愈の父や祖父らは皆官職に就いていたが、官位は五品以下で高官に列したことはなく、資産も乏しかった。まして貞元以降は、上述の通り寄荘戸に対する朝廷の管理が一層厳しくなり、衣冠戸でなければ賦税が義務づけられた。そのため韓愈にとつて進士及第は、一族の存亡に関わる急務だったのである。

### 三 宣州推挙と古文派の伝承

このように大きな重圧の中、日々勉学に励んだ韓愈であつたが、その受験遍歴を見ると決して順調とは言えず、

進士科の省試験に四度、吏部の試験に三度も落第している。韓愈の文才は無論非凡であったが、試験が要求する文章の能力とは大きく乖離していたのである。これは韓愈の学習環境に起因する。韓愈は宣州で科挙受験の修業を行ったが、当時の京洛の受験生から見ると、それは極めて特殊な環境であった。その特殊性には二つある。一つは、韓愈が古文世家の子弟として伝統的な家族教育を受け、外部の師に付いて時文を学んだ経験が無かったこと。もう一つは、都から遠く離れた宣州で学習したため、京洛の流行の文体を学ぶ機会が無かったことである。

宣州において古文家としての道を踏み出した韓愈は、「与鳳翔邢尚書書」に「生七歳而讀書、十三而能文、二十五而擢第於春官」と述べるように、十三歳で既に詩文を制作した。ちょうど宣州に寓居していた時期である。都を離れて既に久しく、太学や国子学に入ることもできず、江南の私宅での独学であった。青少年時代の学習体験について韓愈が詳細に語る資料は無く、具体的な状況を把握することは難しい。だが、呂温の弟呂讓の墓誌銘の記録から、その一端を窺うことができよう。

皇考諱渭、禮部侍郎湖南觀察使、皇妣河東郡夫人柳氏、外祖識、屯田郎中集賢殿學士、名高四海。府君七歳在潭州、七日之内、繼失怙恃、號慕如成人。伯兄故衡州刺史與仲兄等所不忍視。既祥、念「春秋左氏傳」、日五百字。衡州伯父撫其首曰、「聰明厚重、吾家之寶也。」親授文章意氣、經傳宗旨、志學之歲、著「婁納言墓表」、「衡州合江亭記」。伯父見而驚曰、「佐王之才也。」風清月朗、必具酒饌、資談論、未嘗不以生人爲先、社稷次之之義應對。聲譽日在於王公大人之口、若洪瀾東注、勢不可遏。故柳州刺史柳公宗元爲序餞別、具道所以然者。十八、經伯父哀苦、涕慕成疾、逾歲而平、初從鄉賦、韓吏部、皇甫郎中、張司業方閑宴、見公「賈珠賦」云、「洞庭方員七百里、其瀾浸日月、土出金入」之句、環目驚視、不浹辰傳乎萬人。二十三、進士上第、解褐秘書省校書郎、以支使佐故相國彭原李公程于鄂嶽。（呂煥「呂讓墓誌銘」、《唐代墓誌匯編》二二三三四頁）

呂温は、韓愈と同じく文章世家の家系で、呂讓が兄の呂温に学問を教わったのは、韓愈が韓会に文を学んだ環境を思わせる。呂温は七歳の呂讓に『左伝』の音読と五百字の日抄を課し、自ら作文を手解きした。韓愈の息子韓昶の学習環境もこれとよく似ており、「唐故朝議郎檢校尚書戸部郎中兼襄州別駕上柱国韓昶自為墓誌銘并序」では、次のように記す。

幼而就學、性寡言笑、不爲兒戲、不能闇記書、至年長不能通誦得三五百字、爲同學所笑。至六七歲、未解把筆書字。即是性好文字、出言成文、不同他人所爲。張籍奇之、爲授詩、時年十餘歲、日通一卷、籍大奇之、試授詩、童皆不及之。能以所聞、曲問其義、籍往往不能答。受詩未通兩三卷、便自爲詩。及年十一二、樊宗師大奇之。宗師文學爲人之師、文體與常人不同、昶讀慕之。一旦爲文、宗師大奇。其文字或出於經史之外、樊讀不能通。稍長、愛進士及第、見進士所爲之文與樊不同、遂改體就之、欲中其彙。年至二十五、及第釋褐。(唐代墓誌匯編) 二二二九頁)

韓昶の文才は、韓愈の家庭教育の成果であろう。その師事する張籍や樊宗師も皆韓愈と同じ古文家で、そのため韓昶の文章は、かなり早い段階で流行の作風と一線を画していた。韓愈もこうした学習環境の中で成長し、兄の韓会から學問を学んだのだろう。韓会は蕭穎士や李華の稱賛を受けたことがあり、大曆中は中書舍人に任命され、崔祐甫や梁肅と共に古文の大家として聞えた人物である。韓会の著『文衡』の一節を挙げよう。

蓋情乘性而萬變生、聖人知變之無齊必亂、乃順上下以紀物、爲君爲臣爲父爲子、俾皆有經、辯道德仁義禮智信以管其情、以復其性、此文所由作也。故文之大者統三才、理萬物、其次敘損益、助教化、其次陳善惡、備勸戒。始伏羲盡孔門、從斯道矣。後之學者日離於本、或浮或誕、或僻或放、甚者以靡以逾以蕩以溺、其詞巧淫、其音輕促、噫、啓姦導邪、流風薄義斯爲甚。而漢魏以還、君以之命臣、父以之命子、論其始則經制之道老莊離之、比諷之文屈宋離之、紀述之體遷固敗之、學者知文章之在道德五常、知文章之作以君臣父子、簡而不華、婉而無爲、夫如是則聖人之情可思而漸也。

韓会の古文觀念は、韓愈のそれに通ずるだけでなく、両者は言語や風格、表現方法に至るまで近似しており、韓愈の學問は、この兄の伝授によるものが改めて確認される。宣州時代はほぼ独学であったが、幼少期に受けた家庭教育は、韓愈の古文家としての基礎を確実に育んでいたのである。韓愈は、少年時代の學習について次のように述べる。

今有人生二十八年矣、名不著於農工商賈之版、其業則讀書著文、歌頌堯舜之道、雞鳴而起、孜孜焉亦不爲利。其所讀皆聖人之書、楊墨釋老之學、無所入於其心。其所著皆約六經之旨而成文、抑邪與正、辨時俗之所惑、居窮守

約、亦時有感激怨對奇怪之辭、以求知於天下、亦不悖於教化、妖淫諛佞譸張之說、無所出於其中。(「上宰相書」)  
口不絕吟於六藝之文、手不停披於百家之編。記事者必提其要、纂言者必鉤其玄。貪多務得、細大不捐。焚膏油以繼晷、恒兀兀以窮年。(「進學解」)

始者非三代兩漢之書不敢觀、非聖人之志不敢存。(「答李翊書」)

僕少好學問、自五經之外、百氏之書、未有聞而不求、得而不觀者。(「答侯繼書」)

このように、韓愈の學問の根底にあるのは、紛れもなく先秦兩漢の著作であり、これも韓愈の論と一致している。先秦儒家の經典を文章の範とすることは、韓愈が學習開始と同時に培った文學意識で、『文選』を基本教材として専ら辭賦を学ぶ當時の文風とは明らかに異質であった。そのため韓愈の文章と、辭賦や駢偶を主流とする當時の模範的な試験答案との間には大きな隔絶が生じ、結果、韓愈は落第を重ねたのだった。

宣城を離れて上京すると、韓愈もこの隔たりに氣付かざるを得なかった。「答崔立之書」では、自らの信念と流行の作風との葛藤を、次のように吐露する。

雖不得仕、人或謂之能焉。退自取所試讀之、乃類於俳優者之辭、顏忸怩而心不寧者數月。既已爲之、則欲有所成就。『書』所謂「恥過作非」者也、因復求舉、亦無幸焉。乃復自疑、以爲所試與得之者、不同其程度。及得觀之、余亦無甚愧焉。

文中、韓愈は駢文を俳優の辭と見なし、強い抵抗感を打ち明ける。そもそも彼がこれまで学んできた古文と、流行の文体である駢文は、彼自身「答李翊書」の中で「其觀於人、不知其非笑之爲非笑也。……其觀於人也、笑之則以爲喜、譽之則以爲憂、以其猶有人之說者存也。如是者亦有年、然後浩乎其沛然矣」と述べるように、両者は文學觀念だけでなく、そのテキストや學習方法すら異なり、例えば対偶とリズムに特に拘る駢文と、散文を主とする古文では、読み方も全く違う。そのため古文を重視する韓愈からすると、駢偶の文章は俳優の類の語であり、駢文を学ぶ都の学生からすると、韓愈の文章の語氣は時代遅れに映るのである。これは、まさに彼が宣城で學問修業を行ったために生じた苦悩であった。

またこれには、宣州の文化も大きな要因となっている。既に述べたように、戦乱以降多くの中原士族が一族で南

遷したが、その際彼らの家族文化ごと江南に持ち込まれた。彼らは新たな土地で復古的な文化環境を再形成し、天宝期の蕭穎士や李華を代表とする古文家の思想観念を継承した。中でも傑出していたのは、李棲筠、独孤及、陳少遊らである。李棲筠と独孤及が州学を再建し、陳少遊が経学を重んじて趙匡や陸質らを推挙したことに関しては、筆者は既に別稿があり、ここでは詳述しない。本論で指摘したいのは、当時の宣州刺史らにも皆共通してそのような復古傾向があり、このことが韓愈の学問に少なからず影響を与えたであろうということである。

興元年間から貞元初にかけて宣州刺史の任にあった孫会は、まさにその一人と言える。孫会は、開元から天宝年間において古文運動の先駆的存在であった孫逖の甥である。『新唐書』の孫逖伝は、次のように記す。

逖幼有文、屬思警敏。年十五、見雍州長史崔日用、令賦土火爐。援筆成篇、理趣不凡、日用駭歎、遂與定交。舉手筆俊拔、哲人奇士、隱淪屠釣及文藻宏麗等科。開元十年、又舉賢良方正。玄宗御洛城門引見、命戸部郎中蘇晉等第其文異等、擢左拾遺。張說命子均、均往拜之。李邕負才、自陳州入計、哀其文示逖。李暹鎮太原、表置幕府。以起居舍人入爲集賢院修撰。時海内少事、帝賜群臣十日一燕、宰相蕭嵩會百官賦「天成」、「玄澤」、「終南有山」、「楊之華」、「三月」、「英英有蘭」、「和風」、「嘉木」等詩八篇、繼「雅」、「頌」一體、使逖序所以然。改考功員外郎、取顏真卿、李華、蕭穎士、趙驊等、皆海內有名士。

孫逖の学問はその後も広く継承され、梁肅の「賀蘇常二孫使君鄰郡詩序」では、孫逖の子孫が江南において儒風の普及に尽力したと述べる。なお詩題にある「二孫使君」は、孫逖の甥で常州刺史の孫会と、孫逖の子で蘇州刺史の孫成の兩名を指す。

二公修懿文之烈、**成變魯之政**、地無夾河之阻、人有同舟之樂、抑近古未之有也。……興元、貞元間、偕以治行聞。天子器之、於是仲有吳苑之寄、伯受晉陵之命。自慶亭以東、御兒以北、面五湖、負大江、列城十二縣、環地二千里、政教同和、風雨同節、禮讓同俗、熙熙然有太平之風。每歲土膏將起、場功向畢、二公各約車輿、將命者十數人、循行邑里、勞之斯耕、喻之斯藏。民樂其教、且飽其和、然後用籩豆饜粢展友愛於交壤之次。綽綽怡怡、有裕有歡。

李萼は顏真卿の弟子で、李萼が「二孫鄰郡詩」を作ったのも、師である顏真卿と孫一族との密接な関係に起因す

る。当時、これに呼応した総勢三十七名の文人がこの詩に和し、江南の文壇を大いに盛り上げた。これは、江南に寄荘する中原士大夫らの文学活動の活発さを如実に示している。彼らは互いに協力し、一丸となって復古の気運を高めようとしていたのである。韓愈の師であった梁肅は、大暦年間に独孤及に師事し、その独孤及は天宝年間に蕭穎士や李華に師事し、更に李華と蕭穎士は孫逖に師事していた。このように、江南における古文運動の先導者たちは、文学的主張を共有していただけでなく、彼らの間には緊密な交遊と明確な師弟関係が存在した。当時宣州の統治にあたった孫会も、いわゆる「崇儒好古」の人物で、若い韓愈に多大な影響を与えた。このことは、孫会の子、孫公義が長慶年間に韓愈と知友であったことから推測される。馮牟の「孫公義墓誌」は、孫一族と韓愈の關係について次のように記す。

祖通、皇左羽林軍兵曹、贈秘書少監。父會、皇柳、溫、廬、宣、常五州刺史、贈工部尚書。……公即常州第二子也。幼而嗜學、長能屬文、尤以博識書判爲己任。年十四、初通兩經、隨鄉薦上第。未及弱冠、遽失恃怙。長兄不事家計、諸弟尚復幼稚。公以負荷至重、他進不得、遂即以前明經調補揚州天長縣尉。有替、校考不足、重任江陽主簿、由主簿授婺州錄事參軍。覆獄得冤狀、爲太守王公仲舒知、辟倅軍事。時元和末載、相國蕭公俛始持國政、方汲引時彥、特敕拜公爲憲臺主簿、方議朝選。屬殿内御史有以自高者、惡非其黨、將不我容。公以爲道不可自屈、即直疏其事、置之憲長故相國贊皇公、是日解冠長告、堅臥私室。贊皇披文、聳聽、益固其知、以公之志不可奪、因白執政授京兆府戶曹、由戶曹爲咸陽令、曆四尹、皆以政事見遇、尤爲韓公愈、劉公栖楚信重之。昌黎得畿官簿書不能決去疑滯者、必始質信於公、然後行下其事。河間當時威。豪右、自以明爲己任、每有情僞未分、關人性命者、亦常先議于公、諸曹已下但承命而行、假鼻而息耳。(吳鋼主編『全唐文補遺』三四八頁、三秦出版社、一九九四年)

韓愈が京兆尹であった時、孫公義は韓愈の部下にあたる京兆府戶曹及び咸陽令の職にあった。部下である孫公義を韓愈がこれほど重んじたのは、やはり彼の父、孫会に対する敬重の念からであろう。孫公義は韓愈の三歳年長で、その交流は恐らく宣州での修業時代に遡る。当時は山東士族も多く江南に寓居しており、兄韓会が「四夔」として活躍する傍ら、少年韓愈もまた独自の交遊集団を形成し、李陽冰の子弟や孫公義らと親交を深めたのである。



また、韓愈と蕭存の關係についても言及したい。韓愈は晩年、袁州から帰京する際、わざわざ廬山に立ち寄り蕭存の子孫を訪ねている。『新唐書』の蕭存伝は、次のように記す。

(蕭)存、字伯誠、亮直有父風、能文辭、與韓會、沈既濟、梁肅、徐岱等善。浙西觀察使李栖筠表常熟主簿。顏眞卿在湖州、與存及陸鴻漸等討撫古今韻字所原、作書數百篇。建中初、由殿中侍御史四遷比部郎中。……去官、風痺卒。韓愈少爲存所知、自袁州還、過存廬山故居。而諸子前死、惟一女在、爲經贍其家。

これは、趙璘の『因話録』卷三の記事に基づいており、

韓文公少時、常受蕭金部知賞。及自袁州入爲國子祭酒、途經江州、因遊廬山、過金部山居、訪知諸子凋謝、惟二女在。因賦詩曰、「中郎有女能傳業、伯道無兒可主家、今日匡山過舊隱、空將哀淚對煙霞。」留百緡以拯之。

とある。趙璘は「功曹(蕭穎士)以其子妻門人柳君諱澹、字中庸、即余之外王父也」と、彼の外祖父が蕭存の姉婿であったと記しており、資料の信頼性は高い。また符載の「尚書比部郎中蕭府君墓誌銘」では、更に詳述される。

君即功曹之子也、稟乾坤清粹之氣、聚而爲德義、散而爲識度、行可以輔教、才可以拯時、大抵根儒術、尚名理、喜言人之善、鋤人之惡、其餘九流百氏、質文沿革、雖千古夔絕、如以眸子視左右掌也。大曆初、與昌黎韓愈、

天水趙贊、博陵崔造素友善齊名。李大夫棲筠領浙西、掇華刈楚、遂奏授蘇州常熟縣主簿。顏太師眞卿典吳興、纂文編韻、延納以修術之任。宰相劉公晏司轉運、與能咨畫、奏授左金吾衛兵曹參軍。明年遷廷尉評、建中包諫

議佶掌鹽鐵、聆風欽舊、奏授監察御史。明年轉殿中侍御史。自貞元年夏至十年春、凡再爲侍御史、四爲尚書郎……今相國齊公抗、河南尹張式、給事許孟容、鄭郛州正則、兵部楊郎中憑、憑弟吏部郎中凝、盧輔闕景亮、

陸殿中禮、投分許與、期於莫逆。(『全唐文』卷691)

大曆初は韓愈の出生以前のことであるから、文中に韓愈とあるのは韓会の誤りであろう。蕭穎士は、戦乱中江南に避難していたことがあり、また任官初期には江南や淮南一带の地方官を歴任し、彼の家族も江南に寄荘していた。そのため大曆の初めに韓会と交遊があった可能性は十分にある。韓愈が「少爲存所知」となったのも、まさにこの宣州での出来事である。韓会は蕭存との交流を通して蕭穎士の文学觀念を学び、更にそれは家庭教育によって韓愈へと継承されていたのである。

また、韓愈は宣州で推挙を得ていることから、宣州地方官の影響を受けた可能性が高い。「答崔立之書」では、僕始年十六七時、未知人事、讀聖人之書……及年二十時……因詣州縣求舉。有司者好惡出於其心、四舉而後有成、亦未即得仕。聞吏部有以博學宏辭選者、人尤謂之才、且得美仕。就求其術、或出所試文章、亦禮部之類、私怪其故、然猶樂其名、因又詣州府求舉、凡二試於吏部、一既得之、而又黜於中書。

とある。但し文中に述べる受験の経緯については多少誇張があろう。二十歳で上京したというのも、他所での記述と異なる。例えば「祭十二郎文」では「我年十九、始來京城」とし、「贈族侄」では「我年十八九、壯氣起胸中。作書獻雲闕、辭家逐秋蓬」とし、また「歐陽生哀辭」では「貞元三年、余始至京師」とする。従来の説に拠ると、韓愈はおよそ十九歳の秋に宣州を離れ、二十歳で都に到着し、後に再び宣州に戻り推挙を求めたとされる。貞元二年から八年にかけて、韓愈は「四挙」の経歴があり、また貞元九年から十一年には三度薦挙されて、博學宏詞科の制挙を受けている。例年各州の推薦者は限られ、「唐六典」巻30の三府督護州県官吏、功曹司功參軍の条では、「凡挙人、有博識高才、強學待問、無失俊選者爲秀才。通二經已上者爲明經。明閑時務、精熟一經者爲進士、通達律令者爲明法。其人正直清修、名行孝義、旌表門閭、堪理時務、亦隨資貢、爲孝弟力田。凡貢人、上州歲貢三人、中州二人、下州一人。若有茂才異等、亦不抑以常數」と規定されていた。上州に属する宣州は、毎年三名の定員を有し、しかも競争率は決して高くなかった。韓愈が宣州で幾度も推挙を得られたのは、無論彼の成績が優秀だったからであるが、このような好条件も後押ししていたのである。加えて韓愈は宣州刺史らと親交があり、推挙獲得の背景には、実は彼らの特別な計らいがあった。

『唐刺史考』等に掲ると、興元から貞元三年(784—787)にかけて宣州刺史の任にあったのは、孫会、皇甫政、劉贊の三人で、恐らく全員が韓愈を推挙したものと思われる。孫会と韓愈の関係は既に見てきた通りである。皇甫政に關しては伝記資料が少なく、『旧唐書』德宗紀に「(貞元三年正月)宣州刺史皇甫政爲越州刺史、浙東觀察使」と、また『嘉泰會稽志』卷二に「皇甫政、貞元三年二月自權知宣州刺史授。十三年三月改太子賓客」とあるのみであるが、独孤及の「福州都督府新学碑銘」に、「判官膳部員外郎兼侍御史安定皇甫政、殿中侍御史潁川韓贄、監察御史河南長孫繪、率門人、部從事、州佐、縣尹相與議、以公之功績、明示後世。謂及嘗同司諫之列、宜備知盛德善政、見

託論譏、以實錄刻石」(『全唐文』卷390)とあり、皇甫政が大曆十年頃に福州都督として李椅の判官を務め、独孤及とは同僚の關係であつたこと、また彼が復古思想を持つ中原士族であつたことがわかる。また崔祐甫の「広喪朋友義」は、皇甫政の為人について次のように述べる。

殿中侍御史安定皇甫政、字公理、故尚書左丞之子、文行兼茂、不忝前烈、雅度精識、其儔蓋寡。祐甫昔年嘗爲左丞使介、而公理又余之族甥、故狎焉。大曆七年、余寓滌、而公理寓楚、適有來訊、示余以所著「喪朋友議」、余美其重禮義、有古之遺範、瞻望德門、軌躅無替、亦感思者之所慰幸也。公理又諗余曰、「政自從事於文、舅氏未嘗以一言見誨、豈所望哉。蓋示今議之利病猗歟。」公理年未四十、班在赤墀、簪筆持簡、爲王近臣。頃又佐廉問、董淮海之部、名遂矣、權厚矣。固當緩步闊視、光車美服、爲貴爲達而已矣。乃不遺我諛狹、不略我衰德、念噬膚之戚、收門吏之舊、周爰諮詢、以師道見待。吾亦何有、但美子之求益不倦。雖一勺而進、可以浸天壤。

一卷之多、可以鎮方域。況其渺彌既廣、嶄峯已峻、增之廓之、於成名乎必矣。皇甫氏有子哉。(『全唐文』卷409) 崔祐甫と常袞は、大曆末から貞元初にかけて文壇を先導し、文風の改革を行い、進んで好古の士を推挙した人物である。文中、崔祐甫は皇甫政を「重禮義、有古之遺範」と評し、同志と見なす。柳宗元も「先君石表陰先友記」の中で「皇甫政、河南人。有威儀、由浙東廉使爲太子賓客」(『柳宗元集』卷12)と挙げており、皇甫政と柳宗元及びその父が文化的立場を同じくしていたことがわかる。更に関連文献から、皇甫政が韓愈一族とも親しい關係にあつたことが指摘できる。即ち梁肅「鄭州新鄭尉安定皇甫君墓誌銘」に、「唐州長史某之第三子、尚書左丞旉之愛弟……左丞嗣子兵部郎中政、實營護喪事」(『全唐文』卷521)とあるのがそれである。皇甫政は皇甫旉の子で、前出の李白「武昌宰韓君去思頌碑并序」に「本道採訪大使皇甫公旉聞而賢之、擢佐輜軒、多所弘益」とあるように、皇甫旉は韓愈の父、韓仲卿の武昌令時代の上司であつた。その息子の皇甫政が宣州刺史に着任した際、父の部下の子弟である韓愈を目に掛けるのは極めて自然な振る舞いであろう。また大曆七年、皇甫政が四十歳の頃には、韓会と同僚の關係になつており、宣州在任中、韓愈のような古文を重んじる学士を推挙した可能性は極めて高い。

また、劉贄は貞元三年から十二年にかけて出仕し、その官署は「朝議大夫、使持節宣州諸軍事守宣州刺史、兼御史中丞、充宣歙池等州都團練觀察處置採石軍等使、彭城縣開國男、賜紫金魚袋」であつた。『旧唐書』劉滋との合伝

を挙げよう。

贊、大曆中左散騎常侍彙之子。少以資蔭補吏、累授鄂縣丞、宰相杜鴻漸自劍南還朝、途出於鄂、贊儲供精辦。鴻漸判官楊炎以贊名儒之子、薦之、累授侍御史、浙江觀察判官。楊炎作相、擢爲歙州刺史、以幹幹聞。有老婦人拊拾棗栗間、猛獸將噬之、幼女號呼搏獸而救之、母子俱免。宣歙觀察使韓滉表其異行、加金紫之服、再遷常州刺史。韓滉入相、分舊所統爲三道、以贊爲宣州刺史、兼御史中丞、宣歙池都團練觀察使。贊在宣州十餘年。贊祖子玄、開元朝一代名儒、父彙博涉經史、唯贊不知書、但以強猛立威、官吏畏之、重足一迹。宣爲天下沃饒、贊久爲廉察、厚斂殖貨、務貢奉以希恩。子弟皆虧庭訓、雖童年稚齒、便能侮易驕人、人士鄙之。

劉贊は史学家劉知幾の孫で、劉彙の子である。劉一族は当時最も由緒ある家柄の一つで、劉知幾の六人の息子は皆学者として大成し、いずれも著作がある。但し劉贊自身は出世に貪欲な酷吏であつたらしく、しかも子弟の家庭教育が疎かであつたとの批判もあるが、一方で孝女の行いを表彰して人々の称賛を得ており、やはり劉知幾の儒教精神を身につけていたものと思われる。また、『全唐詩』卷280に収める盧綸の「至德中贈内兄劉贊」では、「時難訪親戚、相見喜還悲。好學年空在、從戎事已遲。聽琴泉落處、步履雪深時。惆悵多邊信、青山共有期」と、至徳年間、盧綸がまだ無官だつた頃に、義兄の劉贊と学問や隱遁について語り合つたひとときを懐旧する。このことから、劉贊が全く無教養の人物であつたとは考えにくい。また『全唐文補遺』千唐誌齋新藏專輯に収める李宗閔の「唐故河南府士曹彭城劉君墓銘並序」は、劉贊の子劉勝孫について次のように記す。

君諱勝孫、字尚嗣、彭城叢亭里人也。其先出自漢宣帝之第三子曰囂、實封于楚、是爲孝王。其後子孫多以儒顯。魏齊之間、世掌天官。至君之大王父曰子玄、仕於中宗、玄宗朝、有大名。爲左散騎常侍、在太史三十餘年。以勞封居巢伯、卒贈工部尚書、諡曰文。子彙、別封彭城侯、爲左散騎常侍、卒贈尚書右僕射。子替、嗣爲御史大夫、觀察宣歙池、卒贈吏部尚書、諡曰敬。君用名家子入弘文館爲諸生、以父任參揚州大都督府軍事、司徒公佐鎮揚州、愛君年少有立、署節度巡官。丁敬公憂、居喪以孝聞。李說爲河東節度、表爲推官、拜左武衛胄曹。說死、鄭儋因之、署爲觀察支使。儋死、嚴綬因之、表爲節度判官。歷大理評事、監察御史。君在河東凡十年、府三變而君輒留、皆以直道、故人無間言。丁太夫人憂、復以孝聞。左僕射餘慶留守東都、以其行薦于朝廷。詔未

報、會嚴綬爲荊南節度、又請君爲判官、拜殿中侍御史內供奉。時監軍使挾恩作威、稍侵綬政。綬不能制、君數以道析之、遂爲其中傷、召至闕下。……禮部尚書播爲鹽鐵轉運使、以君守法不阿、請君知宣歙池三州院事。與本道觀察使不相能、乃棄職歸。……凡生六子、男三人、女三人。長男曰仁靖、前弘文館明經、年十四矣、長女適榮陽鄭縉、先君而終、其餘童稚未名、自孝王至敬公皆葬彭城。今彭城有兵、不克歸。其年八月廿一日、權窆君於龍門、以須時也。君之伯氏、殿中侍御史茂孫、仁而賢、哀其弟不遂、欲其名傳於無窮、乃脫其左驂、因其季懿孫、請余爲誌。余故與嗣居巢伯敦質善。蓋敦質於君從祖兄也。貞元中、數以君之昆弟友愛、爲余道之。余追思亡友之言、又受仁人之請、乃爲之銘曰、「漢氏諸劉、叢亭最佳、以時宣理、以德囂多、擘擘居巢、爲我國華、父作子述、其書滿家、惟此士曹、繼志無頗、兄弟四人、孝友雍和、亦即從事、南荊北并。逢邪斯觸、直道以行、乃掾于周、乃職于宣。有害吾法、從而去焉。我聞爲善、蒙祐于天、君之所履、官貴而年、今則已矣、何相戾然。刻石爲文、以盛其傳。」

劉勝孫は、若くして弘文館に入り、杜佑の巡官となつた後、丁憂に際し孝をもつて名声を得、喪が明けると以後十年間河東の職に就いた。直道の人物で閑言が無く、慎み深い性格であつたという。文中に荊南監軍使の宦官や宣州觀察使らと衝突したとあるのは、恐らく劉勝孫が法を遵守して彼らに阿らなかつたことが原因であろう。そのように考えると、先述の劉贊の悪評にも、或いは同様の経緯があつたと考えられなくもない。そもそも墓誌は虚美の言を多用するものだが、基本的な内容が『旧唐書』の記述とこれほどかけ離れている以上、前述の劉贊の子弟が家学を十分に修めていなかつたというのも、全て事実とは限らない。実際に劉知幾一門の学問の伝統は四代目の劉勝孫に至つてなお保持されていたのであり、劉贊も後世の史家が酷評するほどの悪漢であつたとは断言できないのである。

以上、三名の宣州地方官について見てきた。彼らは皆天宝期の古文家と共通の立場に立つており、韓愈が彼らの推挙を得られたのは、その文化的傾向に合致していたことが大きな理由と思われる。

これまでの考察から、韓愈は宣城で学問修業を行った三、四年の期間に、孫逖から蕭穎士、李華、更には独孤及へと連なる古文派の影響を直接或いは間接的に受けた可能性が指摘できる。当時、江南は極めて独自性の強い文化

を形成しており、内的には古文を重んじる家族文化の独立性が、外的には中原の儒者地方官の復古指向が作用していた。こうした環境の中、韓愈は生計の立て直しと衣冠戸の身分維持という一族の期待を背負い学問に励んだ。そして地方官らの影響を受けつつ、独学で自らを古文派の継承者と自覚し、文風を改革する使命感を募らせていったのである。科挙試験の修業期間は、競争心理も相まって生涯で最も学問に集中する時期と言っても過言ではなく、また自己の文学や思想の基礎を形成する最初の段階でもある。山東世族を中心とする士大夫の家族教育は、彼らの知識の源流であり、家族組織が緊密だった時代において大変強い継承性を有した。そして彼らの南下に伴い、中原の儒学文化は、以降江南において独自の発展を遂げることとなった。また安史の乱以降、故郷を離れ江南に逃れた中原士大夫の多くは、代々受け継いだ荘園の収入を手放しただけでなく、様々な世襲特権をも失った。そのため科挙によって生き残るしか手立てがなく、学問の目的と生活の手段が密接に結び付いたのである。中唐において古文運動が勃興した理由の一つには、韓愈ら江南の移民がこうした環境下で学問修業を行ったことが背景にある。このことに関し、陳寅恪は「雖隋唐統一中國、江左之貴族漸次消滅、然河北之地、其地方豪族仍保持舊時傳統、在政治上固須讓關隴胡漢混合集團列居首位、但在社會上依然是一不可輕視之特殊勢力也。職此之故、河北士族不必以仕宦至公卿、始得稱華貴、即鄉居不仕、仍足爲社會之高等人物。蓋此等家族乃一大地主、終老鄉居亦不損失其勢力、自不必與人競爭勝負於京邑長安洛陽也。……李栖筠既不得已已含棄其累世之產業……則并其家前此之社會地位亦失墜之矣。夫李氏爲豪縱之強宗、栖筠又是才智不羣之人、自不能屈就其他凡庸仕進之途徑、如明經科之類、因此不得不擧進士科」と、河北士族の江南移住により生活環境に変化が生じたと指摘するが、無論これは多くの中原士族にも言えることである。居住地の変化と寄荘戸という身分、そして独自の地方文化、この三つが重なり合ったことこそ、韓愈の古文觀念の形成、ひいては中晩唐における文学背景の重要な要因となったのである。

## 注

(1) 本文中に引用する韓愈作品は、全て『韓昌黎全集』（世界書局、一九三五年）に拠った。

- (2) 同作品中「宋城易子而炊骨」句は、張巡が睢陽城を死守したことを指す。睢陽は至徳二年十月に陥落した。
- (3) 「金陵聽韓侍御吹笛」、「送韓侍御之広徳令」兩首の詩題に見える「韓侍御」は、李白「武昌宰韓君去思頌碑并序」中の「觀察御史」とは異なり、両者が同一人物か否かについてはなお議論の余地がある。
- (4) 岑仲勉「郎官石柱題名新考訂」(上海古籍出版社、一九八一年)に「大曆十二年立之「平蠻頌」、撰人稱、守尚書禮部郎中上柱國韓雲卿、同年立之「鮮于氏里門碑」、結構亦同」とある。
- (5) これは韓愈の命名による可能性が高い。韓愈「考功員外盧君墓銘」に「愈之宗兄、故起居舍人君、以道德文學伏一世。其友四人、其一范陽盧君東美。少未出仕、皆在江淮間、天下大夫士、謂之四夔」とある。
- (6) 劉国盈「韓愈叢考」(巴蜀書社、一九九九年)参照。
- (7) 「示爽」は長慶三年(823)の作である。鄭夫人は建中二年(781)に一族を率いて南下した。錢仲聯「韓昌黎詩系年集釈」(上海古籍出版社、一九八四年)参照。
- (8) 「通典」卷七。原文は「男年二十以上」とするが、王永興等点校本(中華書局、一九八八年)に従い「上」を「下」に改めた。
- (9) 「唐令拾遺」賦役令に「開元七、二十五年」諸任官應免課役者、皆待鑄符至、然後注免。符雖未至、驗告身灼然實者、亦免。其雜任被解應附者、皆依本司解時日月據徵」とある。
- (10) 張沢咸「唐代寄莊戸」(『文史』第五輯、中華書局、一九七八年)参照。
- (11) 陳鴻墀「全唐文紀事」卷39引「韓子年譜」所録の王銍「韓會伝」。
- (12) 查屏球「唐学与唐詩——中晚唐詩風的文化考察」(商務印書館、二〇〇〇年)参照。また「旧唐書」武宗本紀に、李徳裕の祖父李棲筠について「天寶末以仕進無他伎、勉強隨計、一舉登第。自後不於私家置「文選」、蓋惡其祖尚浮華、不根藝實」とある。
- (13) 關連文献として、「唐代墓誌匯編」所収「孫子沢墓誌」(No.咸通089)に「曾伯祖文公諱逖、皇秋官侍郎、有大名於時、故派系官族、文儒徳業、連環如彗星、有門徒生魯國公眞卿已録存焉、故不書。文公開元中爲考功郎、連綏進士柄、非業履可尚、不得在選、其登名者有柳芳、顔眞卿、李華、蕭穎士之徒、時号得人」と、また「孫簡墓誌」(No.咸通099)に

「曾大父諱逖、開元中、三擢甲科、初入第三等、又入第二等、超拜左拾遺、大名鏗發、炳耀當代、雄名如蕭穎士、顏真卿、李華、咸出座下。累遷中書舍人、刑部侍郎、贈尚書右僕射、諡曰文公」とある。

(14) 『全唐文』卷518。『旧唐書』德宗紀に「貞元四年七月）乙亥、以蘇州刺史孫晟爲桂州刺史、桂管觀察使」とある。孫會はこれ以前に常州で任官しており、貞元三年に宣州から常州に向かったと思われる。

(15) 李華「三賢論」は、「厚於蕭（穎士）者」の一人として「樂安孫益盈孺溫良忠厚」と評する。孫益は孫逖と同族である。『全唐文』卷403所収「对西陸朝覲判」に「西陸朝覲、闕形釋之供。御史劾之云。非其時、不合禮。凌人納室、獻羔開冰、取時寒而腹堅、用覲朝而首出、在於賓祭、則有彝倫。况形釋之禮既施、水土之品必設、盈缶或存乎禹若、藏冰更闕於陳焉。乙忝主司、實爲失守、無恒之迹、且類於南人。有常之儀、宜在於西陸。未能引過、猶謂非時、於禮何覲。在刑不妄」とあり、併せて「益、天寶時擢書判萃科」と小伝を附す。古文運動の先駆的存在である孫逖一族は、代々家学を継承しその學術伝統を守った。

(16) 梁肅「鄭州新鄭県尉安定皇甫君墓誌銘」には続けて「中於予有郷黨之舊、泣書美行、見命誌之一」とあり、皇甫政は梁肅と同郷で、叔父の墓誌執筆を依頼するなど親密な関係にあった。後に梁肅が韓愈を陸贄に推挙したのも、こうした交遊関係が背景にあるかも知れない。

(17) 郁賢皓撰『唐刺史考全編』（二二二七頁、安徽大学出版社、二〇〇〇年）参照。元稹「故金紫光祿大夫檢校司徒兼太子少傅敞公行狀」、「有唐贈太子少保崔公（俊）墓誌銘」（『全唐文』卷655、654）に見える。

(18) 『太平御覽』卷415引「欽州凶經」に「章瑱、欽縣合陽郷人也、妻程氏與二女人山採藥、程爲暴虎銜嚙去、二女冤叫、挽其衣裙、與虎爭力、虎乃捨之、程由是獲全。時刺史劉贊嘉之、給湯藥、蠲戶稅。改郷爲孝女」とある。

(19) 但し韓愈は「原道」中「民不出粟米麻絲、作器皿、通貨財、以事其上、則誅」とも述べており、物議を醸すところである。韓愈のこうした思想は、或いは当時宣州刺史であった劉贊の施政方針の影響があるかも知れない。

(20) 陳寅恪「論李栖筠自趙徙衛事」（『金明館叢稿二編』七、八頁、三聯書店、二〇〇一年）参照。